

ハートフル税制「特定特例子会社」

平成22年4月に創設した「ハートフル税制」のうち、特定特例子会社に対する法人事業税の軽減についてご紹介します。

(1) 対象法人と法人事業税の軽減内容

■要件（次のすべての要件に該当していることが必要です。）

- ①平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項の規定により認定を受けた事業主の当該認定に係る特例子会社であること。
- ②府内の事務所又は事業所で雇用する「身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者」が常に5人以上であること。
- ③府内の事務所又は事業所で雇用する「労働者」に占める「身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者」の割合が常に20%以上であること。
- ④府内の事務所又は事業所で雇用する「身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者」に占める「重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者」の割合が常に30%以上であること。

※ 労働者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する常用労働者（週20時間未満の労働者は常用労働者には含まれません。）をいいます。

※ 「常用労働者の範囲・対象となる障がい者の範囲」については、5頁をご覧ください。

※ 労働者数の算定にあたって、障害者の雇用の促進等に関する法律附則第3条第2項に規定する除外率は適用されません。

※ 労働者や障がい者の数や割合の算定にあたって、短時間労働者は、1人の雇用をもって0.5人として計算します。なお、重度身体障がい者や重度知的障がい者であってもダブルカウント（1人の雇用をもって2人として計算）はできません。

※ ただし平成30年4月1日以降は、精神障がい者である短時間労働者であって、雇入れから3年以内の方 又は 精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方 かつ、

令和5年3月31日までに、雇い入れられ、かつ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方は、1人の雇用をもって1人として計算します。

なお、次に該当する事業年度については、法人事業税の軽減税率は適用されません。

- ① 事業年度終了の日現在における資本金の額が1億円を超えている事業年度
- ② 府内で風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営んだ事業年度
- ③ 申告期限前3年の間に、法人事業税の決定処分、法人税の重加算税・法人事業税の重加算金の決定処分等一定の事実がある場合には、その申告期限に係る事業年度

■法人事業税の軽減内容

軽減内容：現行税率の9/10を軽減した税率を適用

■法人事業税の適用年度

認定日の属する事業年度終了の日の翌日から5年の間に終了する各事業年度

(2) 法人事業税の軽減手続

■適用手続等

次の<事前確認手続>と<軽減税率の適用手続>の両方の手続を行ってください。

<事前確認手続>

○特例子会社の認定を受けた場合、そのことについて事前確認を受けていただく必要があります。申請内容を審査し、後日、確認結果を通知します。

提出期限	認定を受けた日の翌日から起算して2月を経過する日
提出先	大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課 障がい者雇用促進グループ（8頁参照）
提出方法	○雇用状況などを説明していただく場合がありますので、申請書類は、できるだけ申請窓口まで持参してください。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ○特定特例子会社認定確認申請書（様式の入手方法は、3頁参照） ○添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ①公共職業安定所長に提出した子会社特例認定申請書の写し ②公共職業安定所長が認定した書面の写し ※ 申請書の作成及び書類の収集にあたっては、厚生労働省の作成した「プライバシーに配慮した障がい者の把握・確認ガイドライン」に沿って、障がい者の方のプライバシーの保護に十分なお配慮をお願いします。詳しくは4頁「個人情報の保護」をご参照ください。

○法人事業税の軽減を受けようとする申告に係る事業年度毎に、事前確認を受けていただく必要があります。申請内容を審査し、後日、確認結果を通知します。なお、提出期限を経過すると、軽減税率の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

提出期限	確定又は中間（予定申告を除く。）申告のそれぞれの申告期限前30日まで	
提出先	大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課 障がい者雇用促進グループ（※8頁参照）	
提出方法	<p>○雇用状況などを説明していただく場合がありますので、申請書類は、できるだけ申請窓口まで持参してください。</p> <p>※やむを得ず申請書類を送付される場合には、「郵便物（第1種郵便物）」又は「信書便物」としてください。この場合、通信日付印により表示された日を提出日として取り扱いますが、お早めに手続きをお願いします。（「郵便物（第1種郵便物）」又は「信書便物」以外で送付のあった場合は、到達日が提出日となりますので、ご注意ください。）</p>	
必要書類	申請書	○特定特例子会社等確認申請書（様式の入手方法は3頁）
	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ①障害者雇用状況等報告書（様式の入手方法は3頁） ②定款の写し ③登記事項証明書（登記簿謄本） <ul style="list-style-type: none"> ※事業年度終了（中間申告にあつては計算期間終了）後に交付された<u>原本</u> ④公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写し ※ 申請書の作成及び書類の収集にあたっては、厚生労働省の作成した「プライバシーに配慮した障がい者の把握・確認ガイドライン」に沿って、障がい者の方のプライバシーの保護に十分なお配慮をお願いします。詳しくは4頁「個人情報の保護」をご参照ください。
備考	○雇用状況の確認等のため、別途資料の提出依頼や内容照会をさせていただく場合があります。	

<軽減税率の適用手続>

○<事前確認手続>を行った後、次のとおり府税事務所に提出してください。

○各手続の提出期限を経過すると、軽減税率の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

提出期限	確定又は中間申告期限まで	
提出先	府税事務所	
必要書類	申告書	法人事業税の確定又は中間申告書
	添付書類	①確認結果通知書の写し ②風俗営業等を営む法人でない旨の申立書（様式の入手方法は3頁） ③貸借対照表

(3) 雇用状況の確認

(2)の「確認申請書」や「障害者雇用状況等報告書」に記載された内容を確認するため、労働者及び障がい者の雇用を裏付ける資料の提出や、大阪府の職員が事業所を訪問し、労働者及び障がい者の雇用を裏付ける資料の提示をお願いすることがあります。

このため、各事業主におかれましては、「労働者名簿」「賃金台帳」「出勤簿又はタイムカード」「労働条件通知書又は雇用契約書」「雇用する労働者が身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者に該当することを証する書類（身体障害者手帳又は医師の診断書、療育手帳又は知的障害者判定機関が交付した判定書、精神障害者保健福祉手帳 等）」を5年間保管しておいてください。

(4) 申請書等の様式の入手方法

○「事前確認の申請書」「障害者雇用状況等報告書」及び「風俗営業等を営む法人でない旨の申立書」は次のホームページからダウンロードしていただけます。

http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syougai_zei/yousiki.html

また、8頁の確認申請窓口でもお渡ししています。

※ハートフル税制は、「特定特例子会社」「重度障がい者多数雇用法人」「障がい者多数雇用中小法人」に対し、法人事業税の軽減税率を適用する税制です。詳しくは、ホームページ

http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syougai_zei/index.html

をご覧ください。

個人情報の保護

障害者雇用状況等報告書の作成をはじめ、申請書の作成及び書類の収集にあたっては、個人情報保護の観点から、厚生労働省の策定した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」

(厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/content/000581104.pdf>) に準じて、以下の取扱いをしてください。

- (1) ハートフル税制の適用を受けるために、障害者手帳等の所持や障がいの状況等を把握・確認すること、その個人情報を大阪府に提供する場合には、ハートフル税制の適用を受けるために用いること等の利用目的等を明示し、本人の同意を得てください。
- (2) ハートフル税制の適用を受ける目的以外の目的（障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する身体障害者又は知的障害者である労働者の雇用状況の報告や障害者の雇用の促進等に関する法律附則第4条に規定する報奨金の申請など）で取得した個人情報を、ハートフル税制の適用を受けるために用いる等の利用目的等を明示し、本人の同意を得てください。
- (3) (1) または (2) の同意を得るにあたり明示すべき事項は以下のとおりです。
 - ①ハートフル税制の適用を受けるために保管、必要があれば大阪府に提出するという利用目的
 - ②ハートフル税制の適用を受けるために必要な個人情報の内容
 - ③取得した個人情報は、原則として毎年度利用するものであること
 - ④ハートフル税制の適用にあたり大阪府から照会、調査等があった場合は、個人情報を提供する場合があること
 - ⑤利用目的の達成に必要な範囲内で、障害等級の変更や精神障害者保健福祉手帳の有効期限等について確認を行う場合があること
 - ⑥障害者手帳等を返却した場合、または障害等級の変更があった場合は、その旨申し出てほしいこと
 - ⑦障がい者本人に対する公的支援策や企業による支援策
- (4) (1) または (2) の同意を得るにあたり、照会への回答、障害者手帳等の取得・提出、同意等を強要しないようにしてください。
- (5) (1) または (2) の同意を得るにあたっては、他の目的で個人情報を取得する際に、併せて同意を得るようなことはしないでください。あくまで別途の手順を踏んで同意を得るようにしてください。

〈把握・確認にあたっての留意事項〉

個人情報の把握・確認にあたって、どのような場合であっても行ってはならない事項は、次のとおりです。

- 利用目的の達成に必要な情報以外の情報の取得を行うこと。
- 労働者本人の意思に反して、障がい者である旨の申告又は手帳の取得を強要すること。
- 障がい者である旨の申告又は手帳の取得を拒んだことにより、解雇その他の不利益な取り扱いをすること。
- 正当な理由なく、特定の個人を名指しして情報収集の対象とすること。
- 産業医等医療関係者や企業において、健康情報を取り扱う者は、労働者の障がいに関する問い合わせを受けた場合、本人の同意を得ずに、情報の提供を行うこと。

ハートフル税制（特定特例子会社）チェックリスト

【チェック項目】のすべての項目に該当した場合、所定の手続きを行うことにより、該当の軽減税率の適用を受けることができます。（※ただし、詳細な要件により適用ができない場合もあります。）

チェック欄	項 目
<input type="checkbox"/>	① 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に認定を受けた特例子会社である。
<input type="checkbox"/>	② 府内の事務所又は事業所で雇用する身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者（以下「身体障がい者等」という。）である労働者が常に5人以上である。
<input type="checkbox"/>	③ 府内の事務所又は事業所で雇用する労働者に占める身体障がい者等の割合が常に20%以上である。
<input type="checkbox"/>	④ 府内の事務所又は事業所で雇用する身体障がい者等である労働者に占める重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の割合が常に30%以上である。
<input type="checkbox"/>	⑤ 事業年度末の資本金の額が1億円以下である。
<input type="checkbox"/>	⑥ 申請する事業年度中に府内で風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営んでいない。
<input type="checkbox"/>	⑦ 申告期限前3年の間に法人事業税の決定処分、法人税の重加算税の決定処分等を受けていない。
<input type="checkbox"/>	⑧ 他の「ハートフル税制の適用」を受けていない。
<input type="checkbox"/>	⑨ 申請する事業年度に「特区税制の適用」を受けていない。

常用労働者の範囲・対象となる障がい者の範囲

○常用労働者の範囲

「常用労働者」とは、次のように1年以上継続して雇用される労働者をいいます。

- (イ) 雇用期間の定めのない労働者
- (ロ) 一定期間（1ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上（イ）と同一状態にあると認められる方
- (ハ) 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上（イ）と同様の状態にあると認められる方
 - 「出向中」の労働者は、原則として、その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。なお、いずれの事業主の労働者として取り扱うかについては、雇用保険の取扱を行っている事業主の労働者として取り扱って差し支えありません。
 - 「休業中」の労働者（育児休業中を含む。）は、現実かつ具体的な労務の提供がなく、そのため給与の支払いを受けていない場合もありますが、事業主との労働契約関係は維持されているので、常用労働者に含まれます。
 - 外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者は、日本国内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者として扱います。したがって、現地で採用している労働者は含みません。
 - 生命保険会社の外務員等については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。
 - いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間の多少の日数の隔たりがあっても、同一派遣元事業主と雇用契約を更新又は再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用労働者に含まれる場合があります。

○対象となる障がい者の範囲

「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳又は医師の診断書（指定医又は産業医の診断書に限る。）により障がいの程度が1級から6級に該当する方及び7級の障がいを2以上重複して有する方をいいます。

「重度身体障がい者」とは、身体障害者手帳又は医師の診断書（指定医又は産業医の診断書に限る。）により障がいの程度が1級又は2級に該当する方及び3級の障がいを2以上重複して有する方をいいます。

「知的障がい者」とは、知的障がい者判定機関（児童相談所、知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医及び障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センター）により「知的障がい者」と判定された方をいいます。

「重度知的障がい者」とは、知的障がい者のうち知的障がいの程度が重いと判定された方をいいます。具体的には、次のいずれかに該当する方です。

- ・療育手帳で程度が「A」とされている方
- ・知的障がい者判定機関（障害者職業センターを除く）によって療育手帳の「A」に相当する程度とする判定書をもっている方又は障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された方

「精神障がい者」とは、精神保健福祉手帳の交付を受けている方をいいます。

■ ハートフル税制を適用した場合の法人事業税の税率

区分	法人の種類	所得等の区分	税率 (%)						
			R1.10.1以後に開始する事業年度			H26.10.1からR1.9.30までの間に開始する事業年度			
			超過税率	不均一課税適用法人の税率	標準税率 (注3)	超過税率	不均一課税適用法人の税率	標準税率 (注3)	
① 所得を課税の基礎とするもの (②以外のもの)	普通法人 公益法人等 人格のない社団等	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	0.375	0.35	3.5	0.365	0.34	3.4
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	0.5665	0.53	5.3	0.5465	0.51	5.1
			年800万円を超える所得	0.748	0.7	7	0.718	0.67	6.7
	特別法人 (注1)	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	0.375	0.35	3.5	0.365	0.34	3.4
			年400万円を超える所得	0.523	0.49	4.9	0.493	0.46	4.6
			軽減税率不適用法人 (※)						
② 収入金額を課税の基礎とするもの (注2)	電気・ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人	収入金額	0.1065	0.1	1	0.0965	0.09	0.9	

(注1) 特別法人とは、地方税法第72条の24の7第6項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。

特別法人のうち租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等については、上記表の税率区分に加えて、所得のうち年10億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。

平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度分:0.5895% (標準税率5.5%) / 令和元年10月1日以後に開始する事業年度分:0.6095% (標準税率5.7%)

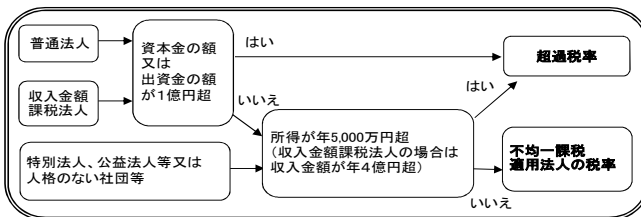
(注2) 電気供給業のうち、小売電気事業及び発電事業を行う法人 (以下、「小売・発電事業法人」といいます。)の令和2年4月1日以後に開始する事業年度については、次の税率表を用いて計算します。

法人の種類	所得等の区分		税率 (%)		
			超過税率	不均一課税適用法人の税率	標準税率 (注3)
小売・発電事業法人	収入割	収入金額	0.08025	0.075	0.75
	所得割	所得金額	0.19425	0.185	1.85

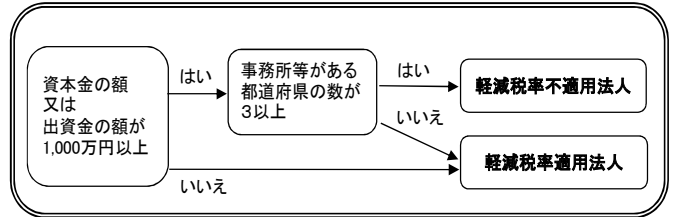
(注3) 法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税又は地方法人特別税の基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算に用います。

《税率判定の参考》

1 超過税率・不均一課税適用法人の税率の適用判定



2 「軽減税率不適用法人 (※)」に該当するかどうかの判定



○小売・発電事業法人に係る超過税率・不均一課税適用法人の税率の適用判定については、収入金額が年4億円超又は4億円以下であるかどうかにより判定します。

○特定特例子会社及び重度障がい者多数雇用法人に対する上記の税率は、認定日 (特定特例子会社の場合) 又は要件を初めて満たした日 (重度障がい者多数雇用法人) の属する事業年度終了の日の翌日から5年の間に終了する各事業年度に適用されます。

障がい者多数雇用中小法人に対する上記の税率は、令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

○障がい者多数雇用中小法人に係る事業税の軽減については、上限額がありますので、ご注意ください。

○特区税制の事業計画の認定を受けた法人は、一定期間 (※) ハートフル税制は適用できません。

(※) 事業計画の認定を受けた日の属する事業年度から事業実施期間の終了の日を含む事業年度の翌事業年度まで。

○資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日 (中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日) 現在の額で判定します。なお、保険業法に規定する相互会社は、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人として判定します。

○所得が年5,000万円超又は収入金額が年4億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額 (2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては分割前の所得又は収入金額) (申告書第6号様式の「27欄」に記載すべき額若しくは「37欄」に記載すべき額又は申告書第6号様式 (その2) の「27欄」に記載すべき額、「37欄」に記載すべき額若しくは「45欄」に記載すべき額 (当該金額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額)) によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる所得又は収入金額が算式 [5,000万円 (又は4億円) × 事業年度の月数 ÷ 12月] により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

○軽減税率不適用法人に該当するかどうかは、事業年度終了の日 (中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日) の現況により判定します。

■ ハートフル税制を適用した場合の特別法人事業税の計算方法

税 額＝ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率（注）

※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。

（注）令和元年10月1日以後に開始する事業年度分の税率は、所得を課税の基礎とする法人のうち特別法人以外の法人が37%、特別法人は34.5%、収入金額を課税の基礎とする法人は30%（※小売・発電事業法人の令和2年4月1日以後に開始する事業年度については、基準法人収入割額に対して40%の税率が適用されます。）となります。

（注意）特別法人事業税については国税として創設されたため、大阪府が独自に実施しているハートフル税制の適用がありません。

特別法人事業税については令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

■ ハートフル税制を適用した場合の地方法人特別税の計算方法

税 額＝ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率（注）

※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。

（注）平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度分の税率は、43.2%となります。

（注意）地方法人特別税については国税として創設されたため、大阪府が独自に実施しているハートフル税制の適用がありません。

地方法人特別税については令和元年10月1日以後に開始する事業年度から廃止されます。

FAQ(よくある質問・予想される質問)

Q 1 子会社の設立が平成22年3月31日以前であっても、この税制の対象になりますか。

A 1 子会社を設立した日が平成22年3月31日以前であっても、令和7年3月31日までの間に親事業主が認定を受けた特例子会社であれば、この税制の対象になります。

Q 2 雇用要件である障がい者の数や割合の算定にあたって、重度障がい者をダブルカウント（1人の雇用をもって2人カウント）することができますか。

A 2 重度身体障がい者や重度知的障がい者であっても、ダブルカウントはできません。

Q 3 雇用に関する要件となっている労働者や障がい者の数・割合の算定にあたって、短時間労働者をカウントする必要がありますか。

A 3 短時間労働者も算定対象となり、1人を0.5人としてカウントをすることになります。ただし精神障がい者である短時間労働者で1ページの要件に該当する場合は、1人を1人としてカウントすることが可能です。

Q 4 令和元年12月1日に認定を受けた特例子会社（事業年度：4月1日から3月31日まで）ですが、法人事業税の軽減を受けることのできる期間を教えてください。

A 4 法人事業税の軽減については、親事業主が認定を受けた日の属する事業年度終了の日の翌日から5年の間に終了する各事業年度について適用されます。

お示しのケースの場合、認定日（令和元年12月1日）の属する事業年度の終了する日が令和2年3月31日であり、その翌日である令和2年4月1日から5年の間に終了する各事業年度について法人事業税の軽減が受けられます。

（適用事業年度）

- 1年目 令和2年4月1日～令和3年3月31日
- 2年目 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 3年目 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 4年目 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5年目 令和6年4月1日～令和7年3月31日

Q 5 一時的に雇用に関する要件を欠いたものの、直ちに障がい者を雇入れ雇用要件を満たした場合、法人事業税の軽減を受けることはできますか。

- A5 一時的であっても雇用に関する要件を欠く期間があれば、その事業年度における法人事業税の軽減を受けることはできません。
 なお、翌事業年度以降の各事業年度において要件を欠く期間がなければ、法人事業税の軽減を受けることができます。

■確認申請・お問い合わせの窓口

大阪府就業促進課 障がい者雇用促進グループ

■所在地

〒540-0031

大阪府中央区北浜東3-1-4

エル・おおさか（大阪府立労働センター）本館 11階

■最寄駅

- ・京阪、地下鉄谷町線「天満橋」駅より西へ約300m
- ・京阪、地下鉄堺筋線「北浜」駅より東へ約500m

■電話番号

ダイヤルイン (06) 6360-9077・9078

■申告の受付・法人府民税及び法人事業税等に関するお問い合わせ窓口

府税事務所	電話番号	所在地
中央府税事務所	(06)-6941-7951	大阪府中央区大手前3丁目1番43号（大阪府新別館北館）
※大阪府内に事業所等を置く法人の府民税・事業税に関するお問い合わせは、中央府税事務所までお願いします。		
三島府税事務所	(072)-627-1121	茨木市中穂積1丁目3番43号（三島府民センタービル内）
豊能府税事務所	(072)-752-4111	池田市城南1丁目1番1号（池田・府市合同庁舎内）
泉北府税事務所	(072)-238-7221	堺市堺区中安井町3丁目4番1号
泉南府税事務所	(072)-439-3601	岸和田市野田町3丁目13番2号（泉南府民センタービル内）
南河内府税事務所	(0721)-25-1131	富田林市寿町2丁目6番1号（南河内府民センタービル内）
中河内府税事務所	(06)-6789-1221	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号
北河内府税事務所	(072)-844-1331	枚方市大垣内町2丁目15番1号（北河内府民センタービル内）